地域福祉支援計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉支援計画を策定するための庁内組織として、幅広く意見交換等を行うため、地域福祉支援計画策定ワーキンググループ (以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、兵庫県地域福祉支援計画を策定するため、兵庫県社会福祉審議会小委員会への意見提出、必要な調査及び検討を行う。

(構成員)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員のうち、所属長が指名する者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を追加することができる。

(会 議)

- 第4条 ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)は、福祉部地域 福祉課長(以下「座長」という。)が招集する。
- 2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないとき は、代理人を出席させることができる。
- 3 座長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表 (第3条関係)

兵庫県企画部地域振興課 兵庫県県民生活部県民躍動課 兵庫県県民生活部男女青少年課 兵庫県危機管理部防災支援課 兵庫県福祉部高齢政策課 兵庫県福祉部こども政策課 兵庫県福祉部障害福祉課 兵庫県福祉部障害福祉課 兵庫県福祉部ユニバーサル推進課 兵庫県福祉部コニバーサル推進課 兵庫県産業労働部労政福祉課 兵庫県まちづくり部住宅政策課